

平成17年度 事前評価実施事業（国庫補助事業）調査

		事業所管部局	厚生労働省健康局
計画事業名	緊急時用連絡管整備事業	事業担当局	川崎市水道局総務部経営企画担当
場 所	(1) 川崎市多摩区登戸地内 (2) 東京都町田市能ヶ谷町地内		
事業採択予定年度	平成18年度	着手予定年度	平成17年度
完了予定年度	平成18年度	関連事業名	水道施設耐震化事業
事業の目的・内容・規模・経過	①事業目的 地震時や大規模な水源水質事故等の非常時に、近隣の水道事業者（東京都）との間で水を相互に融通することで、給水の安定性の向上を図り、飲料水を確保することを目的としています。		
	②事業内容 災害等の非常時においても給水の安定性の向上を図り、飲料水を確保することを目的に、川崎市多摩区登戸地内と東京都町田市能ヶ谷町地内において、東京都と川崎市の既存水道施設である水道管路を接続して、緊急時用連絡管を整備するものであります。 災害時においては、登戸連絡管の整備により川崎市高津区、中原区の一部地域の給水の安定性が向上するとともに、供給可能水量が日量10万m ³ （30万人都市の規模）増大することから、市の供給区域全域における早期の復旧につながります。同様に、町田連絡管の整備により、供給可能水量が日量1.5万m ³ （5万人都市の規模）増大し、川崎市麻生区の飛び地を含む一部地域の給水の安定性が向上します。 登戸連絡管 口径800mm 延長25m 町田連絡管 口径400mm 延長40m		
	③事業費規模 概算事業費：160,000千円（登戸連絡管：90,000千円、町田連絡管：70,000千円）※東京都と1/2ずつ負担（国庫補助対象事業費：130,000千円 国庫補助率1/3）		
	④事業検討経過 平成14年8月に関東近県水道事業者による「水の相互融通意見交換会」を実施し、その後、実現可能な箇所について東京都と川崎市の2者間協議を平成15年7月から開始しました。 その結果、川崎市多摩区登戸地内における連絡管整備について、平成15年12月に「東京・川崎 登戸連絡管の設置に関する基本協定」を締結し、その後も新たな連絡管の整備箇所の検討を行い、町田市能ヶ谷町地内における連絡管整備を決定しました。 このことから、両連絡管の整備を緊急時用連絡管整備事業として、平成17年2月に登戸連絡管の事業費及び工期の見直しを含めた、両連絡管を対象とする「東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定」を締結しました。		

事業の必要性	平成7年1月に発生した阪神淡路大震災の教訓をもとに、災害対策を実施してきたところであり、その後においても、平成12年10月に鳥取県西部地震、平成13年3月に芸予地震、最近では、平成15年5月に三陸南地震が発生し、水道等のライフラインには依然として多くの被害が発生している状況であります。さらに、平成16年10月には、新潟県中越地震が発生し、改めて災害等の非常時において、飲料水を確保することの必要性、ライフラインとしての水道施設の重要性がより一層求められており、水道水の安定的な供給は、人々の生活様式や社会経済活動が高度化・多様化した今日においては、一時たりとも欠かすことのできないものとなっています。 水道局では、川崎市水道局施設耐震化基本計画に基づき、地震が発生しても水道施設が重大な影響を受けないように耐震性の強化を実施するとともに、水道施設の被害により断水が生じた際にも、需要者のために最小限度必要な水を確保することを目的に、応急給水拠点の整備や応急給水活動の充実に計画的に取り組んでいます。 このような方針に基づき、災害等の非常時においても、水道水の安定的な供給が必要との認識から、個々の事業者による取組だけではなく、本事業である近隣の水道事業者との間で、応援給水が行えるよう連絡管を整備し、給水の安定性の向上を目指すことが必要であります。このことは需要者の水への安心感を格段に高めることにもつながるものであります。 また、本事業は双方の既存施設を有効利用することから、最小の経費により応援給水が可能なバックアップシステムを確立することができ、両連絡管による融通水量は1日当たり11.5万m³となり、35万人規模の都市に相当する水量を確保することとなります。
対応方針案	①対応方針案 新規事業として着手します。 ②対応方針案の考え方 災害対策については、施設の耐震化や応急給水拠点の整備等、個々の事業者による取組だけでなく、近隣の事業者と共同で実施することで効率的に事業が行えるとの判断から、東京都と緊急時用連絡管整備の検討を重ね、双方の既存水道施設である水道管路を接続することで、事業効率の面から最小の経費により、災害時のバックアップシステムを確立することが可能となると判断したものです。